

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	5		府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>			
見直し項目名	駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の廃止			
見直し内容（概要）	・ 廃止する特例措置の対象 鉄軌道事業者又は第三セクターが駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した家屋及び償却資産 ・ 特例措置の内容 不動産取得税：課税標準1／6控除 固定資産税・都市計画税：課税標準5年度分2／3			
関係条文	不動産取得税：地方税法附則第11条第7項、同法施行令附則第7条第6、7、8項 同法施行規則附則第3条の2の7 固定資産税：地方税法附則第15条第26項、同法施行令附則第11条第33、34、35、36項 都市計画税：同法施行規則附則第6条第52、53項			
増収見込額	① +3 ② ▲3 （単位：百万円）			
廃止又は縮減の理由	国土交通省では、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進する必要があるところ、高齢者、障害者等の移動等円滑化に資する鉄道駅におけるエレベーターの整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない採算性の悪い投資であることから、税制上の特例措置の延長を行い、その整備の促進を図っていた。5000人以上駅のバリアフリー化については22年までに原則100%行うことを目標に進められ、相当程度進捗したこと（22年度末で9割弱となる見込み）等に伴い、本特例については適用予定も少なく、一定の役割を果たしたと考えられるため、廃止する。			
	ページ	5—1		